平成２２年（フ）第４７号
兵庫県南あわじ市賀集福井564―７　介護老人保健施設ケアホーム南淡路、住民票上の住所兵庫県南あわじ市福良甲357番地　片上住宅13号
債務者　青柳サワ子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第２９９号
青森市本泉２丁目16番５号
債務者　浅井　由樹
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３０号
愛知県半田市寺町50番地の９
債務者　新美　有里
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４６５号
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目１番地１　押草団地102棟509号
債務者　浜口　宏幸
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７４７号
神戸市北区君影町３丁目１番26―504号、従前の住所神戸市北区南五葉２丁目４番16―207号
債務者　田中　英子（旧姓岡林）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５６号
神戸市北区有野町唐櫃4038番地の13マンション唐櫃103号、従前の住所兵庫県伊丹市千僧２丁目100番地７
債務者　紫藤　正勝
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６６号
神戸市東灘区魚崎中町４丁目９番29号　サンヴィラ魚崎１Ｃ号
債務者　石津　和広
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１２号
神戸市須磨区北落合１丁目４番48号農住Ｅ―506号
債務者　大滝　勝亮
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１８号
神戸市北区君影町１丁目１番22―104号
債務者　和田　昭義
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１９号
神戸市北区君影町１丁目１番22―104号
債務者　和田千恵子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３２号
神戸市北区鈴蘭台南町２丁目14番27―203号
債務者　田村　　誠
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３３号
神戸市北区鈴蘭台南町２丁目14番27―203号
債務者　田村富美香
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５号
長崎県南島原市加津佐町乙3624番地、前住所長崎県佐世保市江上町2451番地４
債務者　森　美津子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
長崎県南島原市布津町乙1934番地
債務者　山田めぐ美
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
長崎県島原市大手原町甲2352番地、前住所長崎県島原市下川尻町19番地
債務者　本多　由香（旧姓濱﨑）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
奈良県天理市二階堂南菅田町372番地５
債務者　八巻　　愛
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２１１号
奈良県桜井市大字慈恩寺954番地の１
債務者　竹本　貴史
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
奈良地方裁判所